

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 （正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 〔同左〕</p> <p>第3条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2〔略〕</p>

(週休日)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日 (育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては 8 日以上の週休日) を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要 (育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容) により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日 (育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第 5 条 [略]

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員 (第 3 条第 1 項の規定により、1 日につき 7 時間 45 分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。) については、適用しない。

(年次有給休暇)

第 14 条 年次有給休暇は、1 会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1 会計年度において、20 日 (育児短時間勤務職員等及び

[同左]

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日 (育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては 8 日以上の週休日) を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要 (育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容) により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日 (育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設けるときは、この限りでない。

[同左]

第 5 条 [略]

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 (第 3 条第 1 項の規定により、1 日につき 7 時間 45 分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。) については、適用しない。

[同左]

第 14 条 年次有給休暇は、1 会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1 会計年度において、20 日 (育児短時間勤務職員等及び

<p>定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。</p> <p>2～5〔略〕 (組合休暇)</p> <p>第17条の3〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 組合休暇は、<u>1</u>会計年度において、日又は時間を単位として、30日を限度として承認するものとする。</p> <p>4〔略〕</p>	<p>再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。</p> <p>2～5〔略〕 〔同左〕</p> <p>第17条の3〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 組合休暇は、<u>1</u>の年において、日又は時間を単位として、30日を限度として承認するものとする。</p> <p>4〔略〕</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。